

別記第1号様式(第7関係)

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		第5期 第1回豊島区リサイクル・清掃審議会
事務局（担当課）		ごみ減量推進課
開催日時		令和2年1月30日（木） 9時54分～11時32分
開催場所		豊島清掃事務所 講堂
議 題		1 開会 (1)委員委嘱 (2)委員紹介 (3)会長選任 (4)会長代理の指名 (5)区長挨拶、諮問 2 議事 (1)第三次豊島区一般廃棄物処理基本計画の概要 (2)国・都等の動向 (3)本区の状況と計画の進捗状況 (4)計画改定のポイント
公開の 可否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 傍聴人数 0 人
	会 議 録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開
出席者	委 員	松波淳也、斉藤崇、山田正人、青木正典、小田原治美、須藤泉、藤居秀三、磯一昭、西山陽介、永野裕子、川瀬さなえ、石原淳子、南手千津子、三原真理子、柴俊之、佐々木渉（敬称略）
	そ の 他	呉副区長、 ごみ減量推進課長、環境政策課長・環境保全課長兼務、 豊島清掃事務所長
	事 務 局	ごみ減量推進課計画調整係長、同主事 ごみ減量推進課事業推進係長

審 議 経 過

○ごみ減量推進課長 それでは、定刻前ではございますけれども、本日もご出席いただく予定の方、全員お見えになりましたので、ただいまから第5期第1回豊島区リサイクル・清掃審議会を開催させていただきます。

皆様、本日はお忙しいところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。私は、リサイクル・清掃審議会の事務局を担当しております、ごみ減量推進課長の副島と申します。本日は、第1回目の審議会ということでございまして、後ほど会長をご選任いただくまでの間、私が進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の出席の状況でございますけれども、1名、田中委員につきましては、所用のため欠席とのご連絡をいただいております。

本日のリサイクル・清掃審議会は、豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例第7条第11項に定める定足数を満たしておりますので、有効に成立していることをご報告いたします。

なお、本日、本来でしたら高野区長が出席し諮問させていただく予定でございましたけれども、あいにく公務の都合により出席できなくなりましたので、呉副区長が代理で出席をしております。ご了承いただきたく存じます。また、本日、記録用に録音、写真撮影をさせていただきますので、合わせてご了承いただきたく存じます。

本日の会議の進行でございますが、席上の次第に従って進めてまいります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

資料についてでございますが、委員の皆様には事前に送付をさせていただいております。本日お持ちでない方がいらっしゃいましたら、事務局からお渡しをさせていただきますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、資料の確認をさせていただきます。まず、一番上に会議の次第でございます。次に、右上に資料第1-1号、第5期豊島区リサイクル・清掃審議会委員名簿、資料第1-2号、豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例、資料第1-3号、豊島区リサイクル・清掃審議会運営要綱、資料第1-4号、諮問書(写)、資料第1-5号、第三次豊島区一般廃棄物処理基本計画の概要、資料第1-6号、国・都等の動向、資料第1-7号、本区の状況と計画の進捗状況、資料第1-8号、計画改定のポイント。参考資料第1-1号、第4期豊島区リサイクル・清掃審議会答申、参考資料第1-2号、第三次豊島区一般廃棄物処理基本計画を配付しております。資料の不足や落丁等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次第に沿って進めてまいりますけれども、次第1(1)委員委嘱に入らせていただきます。

皆様におかれましては、このたび、審議会委員をお引き受けいただきまして、まこと

にありがとうございます。本来ですと、区長からお一人お一人に直接委嘱状をお渡しすべきところですが、お時間の関係もございますので、委嘱状を席上に配付させていただいております。どうぞご了承のほど、よろしくお願いいたします。

次に、(2) 委員紹介でございます。

本日まで出席いただいております審議会の委員並びにフロア出席者の紹介をさせていただきます。

資料第1-1号、第5期豊島区リサイクル・清掃審議会委員名簿に記載の順番でお名前をお呼びさせていただきます。恐れ入りますが、お名前をお呼びした方は、その場でご起立を願います。

法政大学経済学部教授、松波淳也様でございます。

○松波委員 よろしく願いいたします。

○ごみ減量推進課長 杏林大学総合政策学部教授、斉藤崇様でございます。

○斉藤委員 斉藤でございます。よろしく願いいたします。

○ごみ減量推進課長 国立研究開発法人国立環境研究所、資源循環・廃棄物研究センター国際廃棄物管理技術研究室長、山田正人様でございます。

○山田委員 山田です。よろしく願います。

○ごみ減量推進課長 豊島区町会連合会会長、田中幸一郎様、本日も欠席でございます。

豊島区商店街連合会監事、青木正典様でございます。

○青木委員 青木と申します。よろしく願いいたします。

○ごみ減量推進課長 東京商工会議所豊島支部から、日本ホテル株式会社開発推進部環境マネジメント室次長、小田原治美様でございます。

○小田原委員 小田原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ごみ減量推進課長 株式会社そごう・西武、西武池袋本店、須藤泉様でございます。

○須藤委員 須藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○ごみ減量推進課長 株式会社要興業代表取締役社長、藤居秀三様でございます。

○藤居委員 藤居です。よろしく願います。

○ごみ減量推進課長 豊島区議会議員、磯一昭様でございます。

○磯委員 おはようございます。よろしくお願いいたします。

○ごみ減量推進課長 豊島区議会議員、西山陽介様でございます。

○西山委員 西山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○ごみ減量推進課長 豊島区議会議員、永野裕子様でございます。

○永野委員 永野でございます。よろしくお願いいたします。

○ごみ減量推進課長 豊島区議会議員、川瀬さなえ様でございます。

○川瀬委員 おはようございます。川瀬でございます。よろしくお願いいたします。

○ごみ減量推進課長 公募委員、石原淳子様でございます。

○石原委員 よろしく願いいたします。

○ごみ減量推進課長 公募委員、南手千津子様でございます。

○南手委員 南手です。よろしくお願いいたします。

○ごみ減量推進課長 公募委員、三原真理子様でございます。

○三原委員 よろしく願いいたします。

○ごみ減量推進課長 そして、区職員から、環境清掃部長、柴俊之委員でございます。

○柴委員 柴です。よろしくお願いいたします。

○ごみ減量推進課長 環境清掃部副参事（連絡調整担当）（東京二十三区清掃一部事務組合 豊島清掃工場長兼務）、佐々木渉委員でございます。

○佐々木委員 佐々木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ごみ減量推進課長 以上１７名の委員の皆様により審議会を進めていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員の任期でございますが、お手元の委嘱状の委嘱期間として記載されておりますとおり、本日令和２年１月３０日から令和４年１月２９日までの２年間でございます。

続きまして、区側の出席者を紹介いたします。名前を呼ばれましたら、その場で起立願います。

環境清掃部環境政策課長、環境保全課長兼務、小野義夫でございます。

○環境政策課長・環境保全課長 小野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ごみ減量推進課長 環境清掃部豊島清掃事務所長、峰田和幸でございます。

○清掃事務所長 峰田でございます。よろしくお願いいたします。

○ごみ減量推進課長 最後に、私はごみ減量推進課長の副島和哉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、（３）会長の選任に移らせていただきます。

豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例第７条第７項の規定により、会長は委員の互選によって定めることとなっております。いかがいたしましょうか。

青木委員、お願いいたします。

○青木委員 豊島区商店街連合会の青木でございます。

私は、松波委員を会長に推薦させていただきたいと思っております。松波委員は、ご専門の環境経済の観点から、ごみとリサイクル分野を研究されており、多くの自治体の政策に関与されておられると伺っております。また、前期においても豊島区リサイクル・清掃審議会の会長を務められており、今期も引き続き会長として適任であると考えております。よろしくお願いいたします。

○ごみ減量推進課長 ありがとうございます。

ただいま、松波委員が会長に推選されました。皆様、いかがでございますでしょうか。ご承認いただける方は、拍手をお願いいたします。

(拍手)

○ごみ減量推進課長 ありがとうございます。

それでは、皆様にご承認いただきましたので、松波委員に会長就任をお願いしたいと存じます。松波委員、どうぞ会長席のほうにお移りください。資料のほうは事務局職員が移動いたします。

それでは、松波会長から一言ご挨拶を頂戴したく存じます。よろしくお願いいたします。

○会長 法政大学の松波と申します。会長就任ということでございますけれども、前期も会長をやらせていただいております。それから、他の自治体でも今現在委員をやっております、専門分野もごみとリサイクルということもありまして、そういうことでご指名いただいたと思います。引き続き豊島区の清掃事業のために尽くしたいと思っておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(拍手)

○ごみ減量推進課長 松波会長、ありがとうございます。

それでは、(4) 会長代理の指名でございます。

豊島区リサイクル・清掃審議会運営要綱第3条第2項の規定により、会長代理は委員の中から会長が指名することとなっております。

松波会長から会長代理のご指名をお願いしたいと思います。

○会長 それでは、私から、学識委員の中の斉藤崇委員に会長代理をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○ごみ減量推進課長 ありがとうございます。

ただいま、松波会長より、会長代理の斉藤委員のご指名がございましたが、斉藤委員、よろしゅうございますでしょうか。

○斉藤委員 お引き受けいたします。

○ごみ減量推進課長 ありがとうございます。皆様、では、拍手をお願いいたします。

(拍手)

○ごみ減量推進課長 それでは、斉藤会長代理より、一言ご挨拶を頂戴できますでしょうか。

○斉藤委員 改めまして、杏林大学総合政策学部の斉藤と申します。今回ご縁があって、この豊島区の審議会に呼んでいただきました。松波先生とは大学の先輩でいろいろとお世話になっているというところもありますので、しっかりと会長をサポートできるように頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(拍手)

○ごみ減量推進課長 ありがとうございます。

続きまして、(5) 副区長からの諮問と挨拶でございます。

本日は、第5期豊島区リサイクル・清掃審議会の1回目ということで、呉副区長より

諮問並びにご挨拶をさせていただきたいと思います。

委員の皆様、机上に資料第1－4号、諮問書（写）を配付しておりますので、ごらんください。

それでは、諮問書の読み上げと委嘱を行いますので、呉副区長と松波会長、恐れ入りますが、その場でご起立をお願いいたします。

○呉副区長 それでは、諮問書を読み上げます。

諮問書、豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例に基づき、下記事項について諮問します。令和2年1月30日 豊島区長 高野之夫

記 1. 諮問事項

「第四次豊島区一般廃棄物処理基本計画策定について」

「豊島区災害廃棄物処理基本計画について」

2. 諮問理由につきましては、後ほど詳しくご説明いたしますので、ここでは省略させていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○ごみ減量推進課長 それでは、恐れ入ります。ここで写真を撮らせていただきたいと思いますので、しばらくお立ちいただいているところで、お渡しいただいているところで、よろしくお願いいたします。

（写真撮影）

○ごみ減量推進課長 ありがとうございます。松波会長、どうぞご着席ください。

それでは、引き続きまして、呉副区長よりご挨拶をお願いいたします。

○呉副区長 豊島区副区長の呉でございます。改めまして、本日は大変お忙しい中、この豊島清掃事務所まで足をお運びいただきまして、また、今回委員をお引き受けいただきまして、まことにありがとうございます。

それから、また、日ごろから委員の各皆様におかれましては、豊島区政に大変ご理解、ご協力をいただいておりますことを、この場をかりて、改めて御礼を申し上げる次第です。ありがとうございます。

本日、高野区長はどうしても別の公務と重なりまして、この会場にまいることができないということで、大変恐縮ですが、私から一言お礼とご挨拶をさせていただきます。

今回、この審議会は、主には今申し上げましたように、一般廃棄物処理基本計画の改定のためにご審議をいただきたいというものでございます。前回も、現行の第三次計画のご審議をいただきました。もう6年ほど前になるということでございますが、その際にも松波会長ほか山田委員には大変お世話になりました。ありがとうございます。今回も引き続きよろしくお願いしたいと思います。また、新たに委員にご就任をいただきました皆様方につきましても、ぜひ、忌憚のないご意見をいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

この処理の基本計画というのは、本区のリサイクル、また清掃関係の施策につきまし

て、基本的な考え方、あるいは、また、ごみ量の予測ですとか施策の方向性といった本区の基本的な事項を定める大変重要な計画でございます。

現行の第三次計画は、平成２６年３月につくらせていただきました。そのときは、本区の状況としましては、ちょうどこの２６年に消滅可能性都市と指摘をされまして、その後、いろいろなまちづくりの政策を含めまして政策の立て直しをして、現在住みたいまち、訪れたいまちとして評価していただけるようなまちづくりを強力に推進しているところでございます。特に、文化と交流ですとか、子供と女性を大切にしたいまちづくりということ掲げて取り組んでまいりました。

結果、現在大変多くの方々に、昨年は東アジア文化都市という日中韓の国家間の文化交流事業の日本の代表都市にも選ばれて、そういった交流のイベントを、年間を通じて開催させていただきましたし、本年は、何といたってもこれから東京オリンピック・パラリンピック大会がございまして、多くの海外からもお客様がこの豊島区にお見えになっていただけるのではないかとこのように思っておりますし、住む方も、人口のほうも消滅可能性都市の指摘以降もさまざまな政策をとった結果ということになりますでしょうか、特に若い世代、子育て世代、共働き世代を中心に、多くの方々に移り住んでいただけるような状況になっておりまして、人口も昨年４０年ぶりに２９万人を回復したという状況がございまして。

そういった中でございますけれども、現在、こういったリサイクル・清掃を取り巻く環境は大きくいろいろ変わってきていると思います。国のほうでも、特にその中でも食品ロスの削減推進法、いわゆる食品リサイクル法、これが昨年１０月に施行されております。国のほうでも基本方針が間もなく出るだろうというような段取りになっております。本区におきましても、その法律にのっとりまして、各地方公共団体が独自に推進計画をつくることできるとされておりますし、他の自治体に先駆けてつくっていかうというように考えて、これから準備をしていきたいと思っておりますし、その内容につきましても、合わせてこの審議会の中でご審議、ご議論いただければというふうに思っているところでございます。

また、ごみ収集のほうにつきましても、池袋の繁華街地区のごみの収集を、以前は毎日行っておりましたけれども、それを見直すというようなことで、地域の方々にも減量のお願いも含めてご協力いただいて、取り組みを進めているところでございます。

それから、もう一方、もう一つの審議事項であります災害廃棄物の処理基本計画、これも最近非常に災害が多くなっているというふうに感じております。昨年も台風の被害が大きい年になりました。そういった台風の後、水害で、後に多くの災害ごみが出ると、その処理も、本区も埼玉県東松山市などに応援を出して処理のご支援をしているところでございますが、大変大きな課題だというふうに思っております。そういったことも含めまして、その基本計画に取り組んでいきたいというふうに思っています。

これ以外にも、昨今はプラスチックごみといいましょうか、海洋汚染の問題も指摘を

され、社会の関心も高まっているところでございます。いわゆるSDGsといいますが、持続性のある社会をつくっていくということに向けまして、本区も精いっぱい努力をしていきたいと思っておりますけれども、ぜひこの審議会の中で委員の皆様方からご指導いただきながら、活発なご議論いただきながら、よりよい循環型の社会を目指して取り組んでまいりますので、ご指導をいただきたいというふうに思います。

どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○ごみ減量推進課長 ありがとうございます。

なお、恐れ入りますが、呉副区长は公務の都合により、ここで退席させていただきます。

それでは、議事に移ります前に、会議の公開等について、ご説明をさせていただきたいと思います。

審議会等の会議の公開に関しましては、豊島区審議会等の会議の公開に関する要綱に定めがございます。この要綱に従いまして、次のとおり処理をさせていただくということで考えてございます。

1、豊島区リサイクル・清掃審議会は、公開する。

2、傍聴について、区のホームページに記載するほか、区広報紙等で事前に周知し、傍聴者に関しては、会議の運営に障害を来さないと会長が判断した場合、希望者を受け入れる。

3、会議録について、会議録の記載事項のうち、審議経過については、発言者の氏名を記載せず、「委員」という表現で整理する。事務局及び区側出席者については職名で整理する。会議終了後、全委員の確認を経た後、ホームページに掲載する。

以上でございます。この件につきまして、異議がないようでしたら、事務局案のとおり会議を進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ごみ減量推進課長 ありがとうございます。

それでは、これからの進行につきましては、会長をお願いいたします。

なお、本日の審議会の予定ですが、12時までを目途にご審議いただきたく、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○会長 それでは、司会をかわらせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、傍聴についてです。

事務局にお尋ねします。傍聴希望者はいらっしゃるでしょうか。

○ごみ減量推進課長 本日、傍聴を希望されている方はいらっしゃいません。

○会長 それでは、議事に入らせていただきます。

まず、(1)第三次豊島区一般廃棄物処理基本計画の概要について、事務局から説明をお願いします。

○ごみ減量推進課長 それでは私から、右上資料第1－5号となっております第三次豊島

区一般廃棄物処理基本計画の概要についてご説明をさせていただきます。

まず、一般廃棄物処理基本計画でございますけれども、廃棄物処理法第6条に基づきまして、市区町村の一般廃棄物処理に係る長期的な方針を定める計画でございます。

こちらの計画でございますけれども、国の指針では、一般廃棄物処理基本計画は「国や都道府県の計画等を踏まえたものとする」こととなっております。後ほど、国や都の動向の中で触れさせていただきますが、国においては第四次循環型社会形成推進基本計画、東京都の東京都資源循環・廃棄物処理計画といった計画等と整合を図ると、それから、豊島区におきましては、豊島区基本計画、それから未来戦略推進プランあるいは豊島区環境基本計画、こういった計画等と整合を図りながら策定をすることとなっております。

また、災害対策基本法には、「災害廃棄物処理計画」を各市区町村においても策定することとなっているところでございます。

おめくりいただきまして、2ページのほうに国の法体系、それから区や東京都との計画の位置づけといったところをまとめてございます。

3ページの2につきまして、第三次一般廃棄物処理基本計画の概要でございます。

豊島区のこちらの計画でございますけれども、最初に策定されたのが、平成12年3月でございます。平成12年に清掃事業が東京都から特別区に移管されまして、その流れを受けまして、豊島区の一般廃棄物処理基本計画（第一次）の計画を策定したのが平成12年3月でございます。

次の第二次の基本計画が、平成21年3月に策定されたものでございます。大きな流れとしましては、平成20年度から廃プラスチックのサーマルリサイクルを開始したといったことですか、資源回収を週2回に倍増させる新資源回収の開始に合わせ、この計画を改定したというところでございます。

次の改定は、平成26年3月に策定されました第三次の、現在の一般廃棄物処理基本計画でございます。この間の流れとしましては、平成23年の東日本大震災で再認識されました廃棄物処理のライフラインとしての重要性、それから廃棄物の発生抑制、再使用の重要性をうたった国の第三次循環型社会形成基本計画の策定、こういったものを踏まえて策定をしたというところでございます。

現行計画の計画期間でございますけれども、平成26年度から令和10年度までの15年間を計画期間としております。こちらの計画につきましては、計画の進捗状況、それから社会経済状況の動向などに応じ、おおむね5年ごとに見直しをするということになっておりまして、今回改定を進めていくというものでございます。

おめくりいただきまして、4ページをごらんください。

現在の第三次計画の理念・目標と施策の体系ということで図示をさせていただいております。

基本理念といたしまして、3Rの輪が広がる循環のまちということで定めております。

こちらは、生産、消費、廃棄、それぞれの場面、局面で、ごみの減量や資源の有効利用の促進をしていく。また、情報ネットワークの進展等に伴って、区民、事業者、それぞれが高い意識を持ってごみ減量に取り組んでいくという理念でもって定められたものでございます。

その基本理念のもとに、三つの基本方針を定めております。

一つ目がリデュース・リユースの推進、２点目が質の高いリサイクルの実現、３点目が安定的で適正なごみ処理ということで、三つの基本方針を掲げ、それぞれの方針の中でも、それぞれ四つないし五つの理念的な施策として定めたものでございます。

５ページにいきまして、３．計画改訂スケジュール（案）というところでございます。

今回、下の表のとおり、審議会の開催、本日を含めおおむね６回の開催を予定しているところでございます。

第１回の審議会が本日です。第２回の審議会は５月ころを予定しておりますけれども、それ以降はおおむね２カ月に１回ぐらいの割合で開催をさせていただきまして、今回は豊島区の現状ということで、前回の計画策定以降のさまざまな施策の進捗状況を本日は共有させていただくと、それから、そこから導かれる課題の案といったところを本日はお示しさせていただきます。

次回以降、具体的な重点施策につきまして、より詳細な区の状況などをお示ししながら、皆様にご議論をいただきたいというふうに考えておりまして、それが２回からおおむね４回にかけて進めてまいりたいと考えております。

第５回の審議会では、答申の素案を提示させていただいて、またご議論をいただき、最終的な答申は、令和３年１月予定の第１回の審議会に取りまとめるようにしていきたいと考えております。

その答申を受けまして、区のほうで一般廃棄物処理基本計画の計画（案）を作成した後、２月にパブリックコメントを行った後、３月に最終的な計画の策定を完成させたいというふうに考えているところでございます。

災害廃棄物の処理基本計画につきましても、審議会の中、おおむね現在のところは第３回、４回あたりでお示しをさせていただきながら、こちらの計画についてもご議論をいただければというふうに考えております。

私からの説明は以上でございます。

○会長 ご説明、ありがとうございました。

何かご質問等はございますでしょうか。

（なし）

○会長 それでは、ないようですので、次の（２）国・都等の動向について、事務局から説明をお願いいたします。

○ごみ減量推進課長 それでは、国・都等の動向につきまして、資料第１－６号でご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1番で国の動向ということでございます。

先ほども出てまいりました第四次循環型社会形成推進基本計画でございますが、こちらは平成30年6月に閣議決定をされた計画ということでございます。

ライフスタイル全体での徹底的な資源の循環、それから適正処理のさらなる推進と環境の再生といったことを掲げまして、実現に向けて2025年まで国が講ずべき施策というものを示しているところでございます。

国際的な課題ということでございまして、食品ロスの対策ですとか、海洋プラスチックごみ問題への対処、またプラスチックやバイオマスなど、金属類の徹底した資源循環、そういったものを推進していくというものが掲げられている計画でございます。

また、(2) 災害廃棄物の対策指針の改定ということで、東日本大震災を初め、近年各地で発生しました災害への対応を踏まえまして、こちらは平成30年3月に災害廃棄物対策指針の改定といったものを行いまして、これに基づきまして、都道府県や市区町村の災害廃棄物処理計画を策定することとなっております。

続きまして、(3)「プラスチック資源循環戦略」の策定でございます。

国は、第四次循環型社会形成推進基本計画に基づき、これは令和元年5月に策定された計画ということでございます。

循環戦略の中では、「3R+Renewable」ということで、Renewableは再生可能という意味でございますが、合わせて持続可能な資源、これを基本原則いたしまして、廃プラスチックの発生抑制、それから資源化の推進、海ごみ対策の推進などをうたっているところでございます。

なお、国では、令和2年7月開始を目標にレジ袋の有料化といった制度の導入も検討している状況でございます。

2ページをごらんいただきますと、プラスチック資源循環戦略の概要ということで書かれております。

さまざまなマイルストーン（中間目標点）ということで書かれておりますけれども、例えば、③2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル、④2035年までに使用済みプラスチックを100%リユース・リサイクル等により、有効利用していくといったような目標が掲げられているところでございます。

それから、(4) 食品ロス削減推進法の制定・施行ということでございます。

こちらの「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元年5月31日に公布されまして、10月1日から施行されているというものでございます。こちらは、国や地方公共団体、それから事業者、消費者が一体となって、国民運動として食品ロスの削減を推進していくという法律でございます。

国におきましては、食品ロスの削減に関する基本方針というものを定め、それに基づいて都道府県や市区町村が食品ロス削減推進計画というものを策定するよう努めることとなっております。

また、10月を食品ロス削減月間と定め、特に10月30日は食品ロス削減の日というふうに定めております。また、食品ロス削減に関する普及啓発を進めていくこと、それから功績のあった方などを表彰するといったようなものなども盛り込まれている法律となっております。

3ページをごらんいただきまして、2. 東京都の動向ということでございます。

こちらは、(1) 東京都資源循環・廃棄物処理計画が平成28年3月に策定をされております。

それから(2) 東京都廃棄物審議会への諮問・答申というところでは、プラスチックの持続可能な利用に向けた施策のあり方についての答申がされたこと。

特に、(3) 「ゼロエミッション東京戦略」の策定というところが大きなものとなっております。これは、昨年12月27日に東京都が公表されたものでして、ごみ関連の2030年の目標として、以下のものが掲げられているということでございます。

一般廃棄物のリサイクル率37%、廃プラスチックの焼却量は40%削減する、また食品ロスの発生量を2000年度比で半減させるといったような形で計画がまとめられているところでございます。

続きまして、4ページをごらんください。

国際的な動向というところでございます。持続可能な開発目標の採択ということで、これはもう報道等でもかなり大きく取り上げられているものでございますけれども、2015年9月採択をされたものでございます。

前身はMDGsということで、開発途上国の開発目標ということで定められたものでございますけれども、ごらんいただきますとおり17のゴールということで、環境・ごみの関連に関すること以外にも非常に幅広く、貧困の関係ですとかそういうところなども非常に広く定められている計画となっております。

また、(2) G20大阪サミットでの「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の共有ということでございまして、丸の二つ目でございますが、「2050年までにプラスチックごみによる海洋汚染をゼロにする」といったことを盛り込んだ「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」というものが公表されているという状況でございます。

最後でございますけれども、(3) 中国をはじめとするアジア諸国での廃棄物輸入規制の強化ということでございます。

2017年末に公表されて、2018年より廃プラスチックや古紙といった廃棄物の輸入規制を、中国を初めその後、東南アジア諸国でも広がっているということで、こちらについても報道等でもかなりされているところでございます。

これによって、日本では廃プラスチックは国内に約50万トン滞留しているということで、古紙価格も下落するなど非常に影響が出始めているという状況でございます。

雑駁ではございますが、国や東京都の動向といったところは以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、何かご質問、ご意見等がございましたら、お願いいたします。何かございますでしょうか。

お願いします。

○委員 ご説明ありがとうございました。個別のことはこれからということだとは思いますが、私は1期目から、このリサイクル・清掃審議会、先生、どうもお久しぶりです。どうぞよろしくお願いいたします。審議してきたことを改めてぼやっと思ひ出したりしながら聞いていたんですけども、廃プラの問題で、マイクロプラスチックが一番今は言われていますけど、中国、アジア諸国での輸入規制のときに、豊島区の容リ法の指定ルートじゃないことがどう影響しているのかなというのがすごく気になったんですね。このあたりから何か影響が出ていないのかどうか、それによって、今回の計画にも多少なりとも、結構、容リ法の豊島区のスタンスというのは関係してくるんじゃないかというふうに、ずっと気になっていながらちゃんと自分でも確認をできていなかったんですけども、またプラスチックの問題はかなり大きいなというふうに思っていて、前の審議会のときには、私は基本的には民間でできることは民間でというようなスタンスで発言をしていたと思います。税金をつぎ込むにはいろいろ制限もあるし、特に有害廃棄物については行政の責任でやるべきということを重視して、民間でできることは民間でというスタンスだったんですが、容リ法の指定法人ルートじゃないことについては、ちょっと自分の発言も含めて気になっていたものですから、その辺のことが、もしご説明いただければお願いしたいと思います。

○ごみ減量推進課長 ありがとうございます。お話をいただきました容リプラの関係でございますけれども、現在、私どもは独自のルートというような形で、プラスチックの関係でいいますと、ペットボトルと白色トレイ、それからプラスチック容器という、シャンプーボトルとかそういったものなんかを資源として回収しているというところでございます。

それ以外の、例えばお菓子の袋ですとか発泡スチロールですとか、そういったものは今、資源の回収では行っていないというところでございます。

そういったいわゆる容器包装の全品を回収しているのは、今23区で言いますと12区で回収をしているということで、11区はまだそれを、全品の回収は行っていないという状況でございます。

やはり、このあたり、東京都も、先ほど示されたゼロエミッションの中でも、廃プラスチックの焼却量を2030年までに40%削減するという計画を掲げる中で、やはり市区町村の中で、まだ全て完全に分別収集されていないというふうなところを進めていこうということで、そういった支援なんかも新しい予算の中に盛り込まれているということでございます。

そういった状況も含めまして、これは非常に大きな問題というふうに考えておりまして、区の中でもこれを実際にどのようなタイミングで、どのように進めていくかという

ところは、非常に重要な課題というふうに認識しておりますので、このあたりについては慎重にまた検討はしていきたいというふうに考えております。

○委員 すみません。質問とちょっと答えが呼応していないように思うんですけれども、容り法の指定法人ルートじゃないこと、これが、海外で受け入れなくなったこととか、そのこととの影響が豊島区に出ているのかどうかという質問をさせていただいています。指定法人ルートは11区じゃなくて、20区近くが指定法人ルートだと思いますけど。

○ごみ減量推進課長 指定法人のルートで、また保管場所の問題もあって、区のほうではそういった場所を確保するのは非常に難しいなというところがございます、今独自のルートで回収をやっているところですけども、やっぱり事業者のほうもなかなか回収を、そういったプラスチックの状況もあって、なかなか難しくなっているというふうなところの話はもらっているというところがございます。

○会長 よろしいでしょうか。

○委員 もう少し掘り下げてはこの先でということで、よろしくお願いいたします。

○会長 そのほか、ございますでしょうか。

(なし)

○会長 ないようですので、次の(3)の本区の状況と計画の進捗状況と、(4)計画改定のポイント、(3)と(4)を合わせてご説明をお願いします。

○ごみ減量推進課長 それでは、本区の状況と計画の進捗状況、また計画改定のポイントということで、資料第1-7号と1-8号をごらんください。

まず、資料1-7号、本区の状況と計画の進捗状況についてご説明させていただきます。

2ページをごらんください。

1. 1地域の特性ということでございます。

(1)人口・世帯数ということで、豊島区の現在の状況ということでございます。令和2年1月1日現在で29万246人となっております、世帯数は18万595世帯となっております。前回計画が策定されました平成26年の時点での人口が27万人余りということでございますので、それから6年間でさらに2万人程度、人口が増加しているというような状況でございます。また、外国人につきましても増加しております、現在2万9,672人ということで、こちらに推移がございますが、なっているという状況でございます。

(2)は年齢階層別人口ということとなっておりますが、ごらんのようになっている状況でございます。

3ページの(3)が世帯の家族類型、居住形態ということでございますけれども、平成27年の国勢調査では、本区の世帯のうち単身世帯の割合が63.4%ということとなっております、ごらんいただきますとおり、単身世帯の割合がだんだんふえている

と、さらにふえているというような状況がごらんいただけるかと思います。

続きまして、4ページをごらんください。

居住形態別のところでございますけれども、一戸建ての割合が一番左の青色の部分でございすけれども、こちらが20.7%ということで、一戸建ての割合が非常に少なくなっているというところでございます。共同住宅の割合がふえてきているというような状態になっております。

(4) 事業所数や従業員数でございますけれども、おおむね1万9,000前後、従業員数は26万人前後で推移をしているということでございます。

それから、5ページの業種の内訳は、ごらんのとおりになっているところでございます。

6ページをごらんください。

1. 2でございますが、ここからは豊島区のごみと資源の流れというところでございます。

(1) ごみの排出方法でございますけれども、まず、家庭ごみのうち、「燃やすごみ(可燃ごみ)」と「金属・陶器・ガラスごみ(不燃ごみ)」につきましては、集積所で収集をしております。粗大ごみについては申し込みによる戸別収集を行っているというところでございます。

事業系のごみにつきましては、事業者の責任で処理業者に委託するなどして処理することが原則となっておりますけれども、少量排出の事業者(日量10kg未満)のごみは、有料収集を、ごみ処理券を貼付した上でお出しいただくということとなっております。可燃ごみは週2回、不燃ごみは月2回、それぞれ回収しているというところでございます。

(2) 資源の回収方法でございます。

集積所では、「びん・かん・ペットボトル類」、それから「紙・布類」を週1回収しているところでございます。

また、小型家電や蛍光灯・乾電池・廃食油等につきましては、公共施設などの拠点で回収をしているという状況でございます。また、地域の町会の方々にもご協力をいただきまして、集団回収ということで、古紙を中心に回収いただいているという状況でございます。

なお、ごみ収集につきましては、池袋駅周辺繁華街地区でのごみ収集の見直しというものが行われまして、こちらは平成30年度から下記のとおりごみの毎日収集を見直しまして、資源回収を導入したところでございます。

平成29年度までは可燃ごみと不燃ごみのみという形で、資源回収は実施しておらず、それぞれ週6日、日曜日を除く毎日ほぼ出せていたという状況でございますが、こちらをほかの地区と同様に、可燃は週2回、不燃は月2回ということで、それから新たに資源回収も導入したということでございます。

7 ページへいきまして、(3) ごみ・資源の流れというところでございます。

ごみの収集から処分につきましては、役割分担をそれぞれしながら行っておりまして、ごみの収集運搬については各区で行っております。その後、焼却や破碎といった中間処理につきましては東京二十三区清掃一部事務組合で行っておりまして、最終処分は東京都に委託をして実施しているところでございます。

金属・陶器・ガラスごみの流れでございますけれども、すぐ図の右に行きますと、民間処理施設というところがございますが、こちらは平成30年度から開始をいたしまして、民間処理業者に委託をしまして、不燃物の資源化事業ということで、こちらを資源化しているところでございます。おおむね、ここで90%の資源を取り出して再資源化をしているというものでございます。その後、残ったものを中央防波堤の不燃ごみ処理センターに運びまして、残ったものが埋め立て処分をされているところでございます。

最後、粗大ごみでございますが、区内にあります中継所で、ここでまた金属部分を取り出して再資源化をしているということ、それから家具など小規模な修繕で再利用できるものにつきましては、リサイクルセンターなどで無料のあっせんなども行っております。こういったものを行った後、中央防波堤にあります粗材ごみの破碎処理施設に運びまして、処理をして、最後に残ったものは中央防波堤の埋め立て処分場で埋め立てをされていると、こういったごみの流れとなっております。

8 ページが、②で資源の流れということとなっております。

集積所に分別排出されました「びん・かん・ペットボトル類」「紙・布類」は、民間の委託業者が回収し、選別・圧縮・梱包等を行っているという状況でございます。

そのほか、ごらんいただくとおり、それぞれでリサイクルをされているところでございます。

続きまして、9 ページでございますけれども、ここからは第三次一般廃棄物処理基本計画の進捗状況ということでございます。

まず、ごみ・資源回収量の推移ということでございます。

前回の計画策定以降、ごみ量の推移ということでございますけれども、先ほどごらんいただきましたとおり、人口は2万人程度ふえている状況でございますけれども、年間のごみ量につきましては、若干ですが減っている状況でございます。そういった状況でございますので、区民1人1日あたりのごみ量も減少の傾向というところでございまして、昨年度につきましては、523グラムといった状況となっております。

10 ページが、(2) になります。資源回収量・資源化率についてでございます。

図11が資源回収量ということでございますけれども、こちらにつきましても、資源回収量のほうが若干減っているというような傾向になっております。棒グラフのオレンジ色の部分でございますけれども、こちらが昨年度から回収しました不燃ごみの資源化事業ということで、こちらによりまして資源回収の量というものが、昨年度はふえているという状況でございます。昨年度の資源化率は21.6%ということとなっております。

す。

なお、資源化率についてでございますが、図 1 1 の下の※書きのところにございますけれども、分母がごみ量＋資源回収量ということで、その分母のうち資源回収量がどれだけあるかというところが分子ということで、その割合ということになっております。ごみ量が減って資源回収量がふえれば、資源化率が上がるというようなこととなっております。

下の図 1 2 は、資源品目別の資源回収量の推移ということになっております。こちら、特に減っている部分が多いのは、緑色で示されている紙類でございます、紙類の減少が全体の量の減少に大きく関係しているかなというふうなところでございます。

1 1 ページにいきまして、(3) 可燃ごみの組成ということでございます。

こちらは組成調査ということで、家庭から排出されたごみのサンプルを持ち帰りまして、その中身をあけて、どういったものが含まれているかということを調査しているものでございますけれども、この中をごらんいただきますと、紙類の中に、実際はまだリサイクルで出せるような雑誌ですとか新聞ですとか、そういったものが家庭系のほうでは 1 8. 5 %、それから事業系のほうでは 2 2. 6 %ということで、まだリサイクルできる紙類が含まれているというような状況をごらんいただけるかと思えます。

1 2 ページでございます。

数値目標の達成状況ということでございます。第三次一般廃棄物処理基本計画で掲げおりました「区民 1 人 1 日あたりのごみ量」ということでございますけれども、目標が棒グラフで示されておりまして、折れ線グラフのほうが実績の数値となっております。平成 3 0 年度につきましては、5 4 0 グラムという目標に対して 5 2 3 グラムということで、それ以前のところも、この間につきましては、目標値につきましては、少しずつですがクリアはできているという状況でございます。

一方の資源化率の目標につきましては、平成 3 0 年度は 2 5. 8 %という目標を掲げておりましたけれども、実績は 2 1. 6 %ということで、こちらにつきましては、資源化の目標のところは下回って推移をしている状況でございます。

先ほどお伝えしましたけれども、ごみ量は減っているというところですが、資源回収量のほうも、特に紙類のほうが減っているというところで、ごみ量も減っておりますが、資源回収量も減っているという中で、資源化率がなかなか上がっていかないかなというふうな状況になっているところでございます。

以上が、ごみ量についての推移といったところでございます。

続きまして、1 3 ページにいきまして、2. 3 計画項目の進捗状況ということでございます。

下にあります表ですが、第三次の計画におきまして定められた各施策について、どのような取り組みをしてきたかということと、そこから出てくるさらなる課題といったところを、私どものほうで少しまとめをさせていただいたところでございます。このあた

りをまとめて、後ほどの資料１－８号、計画のポイントといったところでまた整理をさせていただいているところでございます。

三つの方針ということで、方針１、リデュース・リユースの推進といったところでございますが、ここの施策の①リデュース・リユース施策の継続的な展開といったところでは、この取り組み状況として大きなところとしましては、食品ロス削減のための取り組みということで、フードドライブ等さまざまな施策を進めてきたというところでございますけれども、さらにどのような取り組みを進めていくかといったところの検討が必要なというところが課題と考えております。

②ごみ減量についての効果的な周知ということでございますが、この間、外国人向けの冊子の多言語化を行ったりですとか、集積所に、外国語版にリンクで行けるＱＲコード、こういったものなんかを集積所にも、貼付なども行っております。合わせて、日本語学校等において外国人向けのごみ分別の出前講座等も行っているというところでございますが、今後の課題としましては、さらにごみ分別のアプリ、これは他区などでも実施されておりますが、そういったことですとかＳＮＳとか、そういったものなんかも活用しながら、さらに進めていくことが必要というふうに考えております。

１４ページでございます。

施策の③ということで、区民ひろば等の地域拠点の活用ということでございますけれども、地域拠点の活用という点で、フードドライブの受付の窓口を主に広げているというところがございます。一昨年、清掃事務所で始めたフードドライブの常設の窓口でございますが、その後、区役所の本庁舎、それから東西の区民事務所にもフードドライブの受付の窓口を設置して広げているというところでございます。区施設に限らず、そのほかのいろんな区民の多く集まる場所などを活用していくことも、さらには必要ではないかと考えております。

④事業者との連携によるリデュース・リユースの推進でございますが、こちらも食品ロスの関係ですが、事業者と協力しまして、飲食店等で「食べきり」のための取り組みを行っていただく店を「食べきり協力店」ということで登録を進めております。また、食品ロスの対策講座ということで、百貨店さんや大学さんと提携をして啓発イベント等を行っているところでございます。

⑤の連携の場の創出とリーダーの育成という点では、町会の方なんかと集団回収などを通じまして行っておりますし、担当者の連絡会で情報共有をしたり、意見交換をしたり、それから施設見学会ということで、リサイクル施設等を見学いただくということで、そういった意識を高めていくということと、それから、大学の学生とも共同でフードドライブを実施するなどして、そういったところの育成にも努めているところでございます。

１５ページでございますが、次は（２）で方針の２ということでございますが、質の高いリサイクルの実現という方針でございます。

これについての施策は五つございますが、①わかりやすく効果の高い分別の検討ということでは、お知らせの冊子などを改定しながら、わかりやすくお伝えするようなものを進めておりますけれども、先ほどもごらんいただいたとおり、資源が可燃ごみに含まれているといった状況もありますので、さらなる周知が必要というふうに考えております。

②事業者の自主的な取り組みとの協働というところでは、メーカー等の回収が進んでいるところではありますが、そういったことなどをさらに周知していくといったところが必要と考えております。

③事業系ごみのリサイクルの推進ということでございますが、こちらにつきましては、先ほどの繁華街地域の収集日の見直し等も行った中で、事業者のほうでも排出の意識が変化していく中でごみ量も減少しているというような状況がございます。さらなる事業者に対しても、そういった資源化の啓発を継続的に進めていく必要があると考えております。

④集団回収の積極的活用ということでは、引き続き町会さん等にご尽力をいただきながら進めているというところがございますけれども、先ほどもごらんいただいたとおり、紙量の回収量が減少しているというところが大きくあるかなというところがございます。

また、⑤新たなリサイクルの拡充というところがございますけれども、こちらも不燃ごみの資源化事業、こちらを開始したといったところが大きな流れであるというところがございますが、経費の部分とかルールの変更等も勘案しながら新しいリサイクルの拡充をどのようにしていくかといったところも大きな課題と考えております。

最後、(3) 方針3でございますが、安定的で適正なごみ処理でございます。

こちらは四つの施策がございます。

一つ目が、適正分別・適性排出の徹底というところがございますけれども、こちらについては、新規の集合住宅や事業用建築物に対して、ごみ保管庫の確保等の指導を行っておりますが、引き続き分別を適切にやっていないところについては、適正に排出をしていただくための指導を進めていく必要があると考えております。

②有害物質等の適正処理につきましては、蛍光灯、こちらは水銀が含まれているものがございますが、こちらは拠点回収を進めるほか、不燃物の資源化事業によりまして、適正に処理をするということで、こちらの課題もクリアしながら進めているところでございます。

③事業者の民間収集移行促進ということでございますが、こちらも繁華街の毎日収集を廃止したというところで、これも引き続き民間収集への移行を継続的に指導していると。かなり減らしてきているところではございますが、さらにどのように進めていくかというところが、今後の課題となっているかなというふうに考えております。

最後の④各戸収集・有料化というところがございますが、区民の自主的な取り組みで

すとか区の施策、そういったことなどを進めながら、ごみ量の推移を見てきているところでございますが、減ってきているところではございますが、こういったところについては、有料化というところも、導入については、引き続き慎重に検討していく課題ではないかというふうに考えているところでございます。

以上、1－7の資料で本区の状況と計画の進捗状況をご説明させていただきましたが、先ほど出てきました取り組みと課題といったところから、計画改定のポイントというような形で、事務局のほうで、現時点での案というような形でまとめをさせていただいているところでございます。

一つの目のポイントとしては、やはり食品ロス削減の推進というところがあるかというふうに考えております。フードドライブや「食べきり」協力店などを始めておりますけれども、法律の施行も受けまして、さらに取り組みを進めていく必要があるかというふうに考えております。

それから、2番目の事業系ごみの対策ということでございますけれども、こちらも事業者に対して民間収集への移行等を進めてきたり、それから繁華街地区の毎日収集を廃止するなど施策を講じてきておりますけれども、先ほどもごらんいただきましたとおり、まだ事業系のごみの中にも資源化可能なものなども含まれているという中で、さらにそれを進めていくための対策というものを検討していく必要があるというふうに考えております。

最後、3番目でございますが、ごみ・資源の適正排出促進ということでございますが、こちらも外国人の方や、また小学生なんかに yönelik 出前講座等の実施を進めておりますけれども、さらに取り組みを進めていく。わかりやすい分別方法をお知らせしていくですとか、そういったことを進めていく必要があるかなというふうに考えております。また、プラスチックごみの削減についての検討といったところも今後必要になってくるかなというふうに考えているところでございます。

以上で、少し長くなりましたけれども、計画の進捗状況、それからポイントということでまとめさせていただいたところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○会長 ご説明ありがとうございました。

それでは、何かご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○委員 諮問の中には、一廃の基本計画と、もう一つ災害廃棄物の基本計画についてという諮問が来ているんですけども、今回のこのご説明ですと、一般廃棄物ことだけだったと思うんですけども、災害廃棄物のほうはまた別途こういう計画のポイントとかを示されるのでしょうか。それは、先ほど聞かれていましたけど、3回目ぐらいになるのでしょうか。

○ごみ減量推進課長 ありがとうございます。先ほど申し上げましたとおり、計画の現状、今そのまま作成を進めているところでございまして、このあたりはまた、この後の審議

会のほうで現状のほうは詳しく説明させていただきたいというふうに考えてございます。

○委員 まだ検討中ということなので、お待ちしているんですけども、ただ一般廃棄物の処理計画の中にも、災害対応のところは入れておかなきゃいけないと思うんですよね。そこはうまくつなげておかなければいけないところで、なるべく早目にお示しされて、この計画改定の中に盛り込めたらいいんじゃないかなと、私は思います。

○会長 そのほか、ございますでしょうか。お願いいたします。

○委員 ご説明ありがとうございます。平成26年から策定された計画から大きく変化していることの一つに、やっぱり食品ロスの視点が盛り込まれてきたということが、非常に大きな部分を占めていて、現状と今後の計画の中にも盛り込まれていくんだろうというふうに思います。

先ほど副区長もご説明、ご挨拶の中にも、国の法律が推進法ができたことによって、自治体でも推進計画を策定していくというような、そういったご発言もありました。そういう中で、区民の役割、また事業者の役割、それから自治体としての役割と、いろいろそういった役割を、計画を立ててこの食品ロスの削減につなげていくということが、今後の計画改定のポイントとして、その計画の策定がどのように運ばれてくるんだろうということが、この計画改定のポイントの中に盛り込まれてくるんじゃないかなというふうに、ちょっと予想していたんですけども、その食品ロスの推進計画の策定については、今後どのようにっていくのでしょうか。

○ごみ減量推進課長 ありがとうございます。区市町村においても策定するよう努めるということでありまして、これを策定していこうというふうに考えております。なかなか今、各自治体も、どのように盛り込んでいこうかというところを考えていたりして、私どもも今どのようにしていこうかと考えているところですが、方法としては、この一般廃棄物処理基本計画の中にも一つ項目を設けて、食品ロス削減推進の計画をそれに位置づけて策定していくという方法もあるのかなというところもございますので、国の方針がこの3月末に策定されるというところもありますので、そのあたりの動きも見ながら、この一廃計画の中にも盛り込んでいくという方法をにらみながら、準備を今していこうかというふうに考えているところでございます。

○委員 そうですね。ありがとうございます。これまでも豊島区は非常に食品ロスの削減に対する事業といいましょうか、例えば区民向けの講演会を開いてくださったりとか、それから先ほど説明がありましたように、区内の最初1カ所だったのが東西の区民事務所でフードドライブを展開していただいたりとか、そうやっていろいろやってきているんですけども、その手応えみたいなものも、担当課は担当課でいろいろ評価が多分あるんだと思うんですよね。ここからさらにそれを大きく推進していくためにはどうしたらいいんだろうというところの部分が、非常に大きなウエートを感じていらっしゃるんじゃないかというふうに思います。

例えば、進んでいるところでは、松本市というのは結構耳にするんですけども、子供への教育とかそういったところから、食品ロスというのは大人の表現かもしれないけども、そういうもったいない精神とか、そういったことを教育の段階からスタートさせていて、やがて大人になったときにそういったことが根づいてくることを期待していくというような、そういったことも聞いたことがあるんですけども、こういうご専門の方や、それから担当の部署というところだけじゃなくて、やっぱり区民への大きな国民運動として巻き込んでいくのであれば、子供への教育という視点も、この食品ロスの削減のために盛り込んでいかれるという、そういったことが非常に大きな、重要じゃないかと思いますけれども、その辺について何か所感がございましたら、お聞かせください。

- ごみ減量推進課長 ありがとうございます。やはり、教育といったところは非常に重要だというふうに考えております。現在、小学生向けに出前講座ということで、小学校4年生を対象に授業の中で時間をもらって、ごみの分別の方法ですとか、それから清掃車への積み込みの体験とか、そういったことを行っているところではございますけれども、そういったところの中に食品ロスの視点なども入れながら、食べ残しをなくすための、というようなことなどの授業も盛り込んでいけるといいかなというふうに考えております。

そういった機会、それからいろんな環境関係のイベント等もございますので、そういった中でも食品ロスなどをテーマに取り上げたりしながら進めていきたいというふうに考えているところございます。

- 会長 その他、ございますでしょうか。

- 委員 16ページの文章の中で、戸別回収ですかね、「各戸収集・有料化」と書かれていますよね。これを実行するというような計画があるわけですかね。それと、その次に主な内容と書かれているこれは、直接「ごみ減量効果が高い」という、これに結びつくものなのかどうかというのはちょっとわからないので、教えていただきたい。

お願いいたします。

- ごみ減量推進課長 各戸収集・有料化というところが、前回のところの中に、検討を慎重に進めていくというふうな形で計画の中に定められているところがございますけれども、この有料化を実際にもし実施するというふうになれば、戸別の収集ということも行っていかなければいけない、それが前提となってくるかなというところがございます。実際、導入をしている市部のほうでは、かなりごみ量のほうは減ってきているという状況もあるところがございますけれども、そういったところなども見ながら、区のほうもどのように行っていくかというところは、一方で、住民の方の理解ですとか、そういったものは非常に重要になってくるところもございますので、このあたりは慎重に対応をしていく部分ではないかというふうに考えております。

- 委員 よろしいですかね。かなり古い話になりますが、初めにこれが実験されたのは仙台です。ごみ袋そのものが有料化するというね。実際にごみは減ったと思います。査

本教授かな、早稲田の。その方がやって、そのときはかなり減って、その後もう大分たつてからこの豊島区で私も一度審議会委員になったんですけど、そのときに戸別回収というのが出ていたんですね。それは、そのときには明確ではなかったんですけど。

そうすると、これはもっと別なことですけど、逆に言うと手が足りないというのと有料化は、それに結びつけるものなのかと。負担がかなりふえちゃいますから、その分だけ有料化をしてやる。その二つの目的になっちゃうじゃないですか。減量化と、今言っているように回収の負担をそこで有料化というような形に持っていくというのは。そういうふうに聞こえちゃうんですね。ここに書かれているので、実際にこれからそれを実行していくのかというふうにちょっと思ったので。すみません。もしあれだったら、今すぐの話じゃないんでしょうから。はい。もうこれで結構ですよ。

○会長 以前の審議会の際に、その件ですね、各戸収集の導入と有料化というのは結びつくという検討がされて、実際の各戸収集でかかるコスト分が有料化によって賄えるという、そういった検討もされたことがあります。そういう意味でいうと、結びつくという点では結びつくんじゃないかと思います。

ただ、一方で、有料化による減量効果のほうで、そちらがメインの目的であって、同時に区民の負担を強いることになっていきますので、区民へのサービスの向上、収集サービスの向上という側面で各戸収集を行おうと。そういった議論がされたことがあります。一応参考までにということで。

○委員 すみません。ここで、どんどんお年寄りの家庭がふえて、戸別回収はどんどんふえるというか、要望されている。実際に豊島区さんはやっていますよね。かなりの部分で。ですから、そういうことも含めてこういう議題になっているのかなというふうに思ったんですよ。

○清掃事務所長 この戸別収集なんですけれども、以前はやっていたんですけども、現在は、原則はやっておりません。2戸以上ということになっております。今、委員が言われた高齢者の方の出前収集というのは、別途やっております。

○委員 はい。いや、結構ですよ。ありがとうございました。

○会長 では、委員。

○委員 計画改定のポイントのところの2番目に、事業系ごみの対策についてと書いてあって、そのところで少しお尋ねしたいんですけど、事業系ごみは他の自治体さんでかなり困っているところではないかなと思うんですけども、これを具体的に進めていくに当たって、その前の資料のところで、事業系ごみの組成とか、あとは収集回数を半回に減らしたとかという情報がありますけれども、具体的に、これは区がどのくらい収集しているのかという数字がないので、何かもしあれば教えていただきたいなというのがあるのが一つです。

資料1-7のところには、具体的には事業系ごみのデータが載っていないんですよ。だから、今後、このところをちゃんとやっていこうとすると、どのくらい今、収集し

ているというような情報があつたほうがいいのかないかなというふうなことを思ったので、今回あれだと思えますけれど、今後詰めていくに当たって、そういう情報がいただけたらいいかなというふうに思っておるところです。

合わせてなんですけれども、食品ロスの削減についても同様に、今後具体的な取り組みをいろいろ詰めていくに当たって、今、食品ロスに該当するものがどのぐらいなのかという数字があつたほうが、詰めやすいのかなというようなところがあります。現在、組成のところでは3分の1ぐらいが厨芥だというふうになっていますけれども、厨芥が全て食品ロスというわけではないでしょうから、その中で食品ロスに該当するものがどのぐらいなのかという数字がやっぱりあつたほうが、どういうふうな取り組みをすることによって、こういうふうな効果があつたという後の話の部分につながっていきますので、そういうデータがあつたら、次回お示ししたいと思っております。

以上です。

○ごみ減量推進課長　ありがとうございます。事業系のごみにつきましての、そういったところなんかも、また調査等を進めながらお示しをしていきたいと思えます。事業系のごみは、現在ですとおおむね4万トンぐらいで区内は推移しているところでございますけれども、またそういったものは詳しくお示しをしていきたいというふうに考えております。

また、合わせて食品ロスのところも、今ご指摘いただきましたとおり、厨芥量の中でも、このあたりの中から賞味・消費期限等が確認できるもので、それからどのぐらい経過しているものかとか、期限前のものかとか、そういったところから出していけるかというところを、また分析等を進めて、お示しをしていきたいと考えております。

○会長　そのほか、どうぞ。

○委員　本区の状況と計画の進捗状況の12ページのところに、資源化率の絵で、目標と実績という形で出ております。計画ですから全て指標があつてこういった数値目標が出るわけですが、資源化率は、もちろん内部的にはいろいろちゃんと分析しながら出しているんだと思うのですが、やっぱり幾つも注釈がつくというか、単純に分母と分子で判断していいものではないですよ。例えばその前段の説明で、不燃ごみの回収の品目が変わって、リサイクルのところはふえて、それで数値が上昇しているということがあったり、紙ごみが減っていますというのは、必ずしも悪いことじゃなくて、ペーパーレスが進んで全体的に減っているという部分もある。しかし一方で可燃ごみにまだリサイクル可能なものがあるという、そういう中身の分析、注釈が幾つか必要で判断すべきことだというふうに思えます。

これが先行しちゃうと、前期の答申に2Rのほうをまず強化していく必要があるんだというところが審議されて、改めてというか、特段強調して出したものですが、そこが薄れてしまうというか、基本はやはり発生抑制で、リサイクル品目についても発生抑制、総量を発生抑制するんだということがまず重要で、その中での率を上げるとい

うような、もちろん中ではやっていただいているのかなと思うんですけども、この資源化率の目標だけを追うような形に見えてくると、そこが理解されないで伝わるという可能性はあるんじゃないかというふうに思っています。

今後の議論の中で、それは丁寧にやっていくんだと思うのですが、どうしても計画が数値目標、指標となるものを掲げて、そこがひとり歩きするとか、正確に必ずしも伝わらないところが出てしまうというのは宿命と言えれば宿命なんですけど、ちょっとこの点は少し気になりましたので、発言させていただきます。

○ごみ減量推進課長 ありがとうございます。実際、私も、こういった資源化率というものを今出しておるんですけども、今本当にご指摘いただいたとおり、これだけが全てというところではなく、やはり今、いろんなご指摘いただいた状況などもございますので、もう少し、また違った指標とか、そういったことなんかも、よりわかりやすい数値を出せるものがないかといったところは、またちょっと考えていきたいというところもございますので、またいろいろご意見等もいただければというふうに考えております。ありがとうございます。

○会長 そのほか、ございますでしょうか。

○委員 質問していいですか。先ほど疑問に思っていたのは、人口比とごみの量が反比例ぐらいに人口が増加している。これだけ増加していると、それに合わせたごみがふえるのが普通だと思うんですけど、微増ですね、このグラフを見ると。そういうのが、その理由というのがちょっとよくわからないんですけど。

リサイクルにしても何にしても、人口に合わせてふえていけば、全ての数字が同じように上るんじゃないかと思うんですけど、ごみはほぼ横ばいという。それは今、豊島区で一番疑問なところですよ。普通だったらどんどんふえちゃって、どうするかという問題になると思っていたんですけど。

○ごみ減量推進課長 この点につきましては、区民の皆様お一人お一人のごみを減らすというためのそういった意識というものが、少しずつ着実に進んでいるというところの中で、人口がふえている中でもごみ量は少しずつ減っていつている。それで、1人あたりのごみ量というところも少しずつ減っていつているのかなというところがあるのかなというふうに考えておりますので、さらにそういったものを減らすための取り組みというのを進めていきたいと思っております。

○会長 今の点は、全国的にどの自治体でも同じ傾向がございまして、実際の循環社会形成元年の2000年以降20年経過しまして、その間、循環社会形成のための政策が成功してきたというふうに、私は理解しております。

ただ、それでも究極の目標というのは、ごみゼロというのが目標になりますので、まだまだ残る問題として、今回の計画の改定のポイントにもありましたような、食品ロスであるとかプラスチック、そういった問題がまだ多々残っているという状況ではあると思います。ただ、「1人あたりごみ量」については、人口が増加してもごみ量が微減する

という状況については、各自治体共通の傾向があると思っています。

そのほか、ございますでしょうか。

○委員 ちょっと質問していいですか。昔に、ペットボトルで豊島区はエコバッグをつくって、町会で売ってくださったんですね。このペットボトルのこの袋が結構丈夫で私はずっと使用しているんですけど、今はこういうのはつくっていないんですか。

○ごみ減量推進課長 ありがとうございます。そちらでございますけれども、かつて作成をして、現在もたくさんお使いいただいている方、それから職員のほうでも使用しているという者もおりまして、すごく、それを見ると非常にうれしいなというふうに思っておるんですけども、それ以降、我々のほうでは今、作成はしてはいないというところではありますけれども、今はいろんなところでエコバッグのほうもいろいろふえてきて、売っているものもあり、いろんな会社ですとかつくっているところもありますし、そういったものなんかを活用しながらというふうな形で、さらに広がっていくといいかなというところがございます。

○委員 これ、このリサイクルの審議会で聞くことじゃないのかもしれませんが、私たちの町会は、割とごみの収集なんかはきちんとできて、確かにごみも、私が集積所を見ても、45リットルの袋が30になっていたり、減っているなという意識あったんですね。ただ、この前、町会の役員会で、皆様のご心配は、民泊がすごくできてきたんですね。その民泊の方のごみはどなたがしてくださるのかというのが、町会の役員会でとっても疑問に、皆さんが心配している問題が出たので、不動産屋さんがきちんとしているとか、そういうのが全くわかんないらしいんですね。アパートの一室だけが民泊とか、書類なんかも出ているという割にはよくわからないというのがあって、ある日突然町会のほうに「民泊ができました」と連絡が来るらしいので、そのごみの問題がとっても不安だねという声がすごく多いんです。そういうところはどうしていただけるのかなと思ひまして。

○清掃事務所長 民泊のごみは、ご存じのようによいか、原則として行政収集はいたしません。民間事業者の方を紹介して集めてもらっています。きちんとした届け出があるところは保健所の所管の部門が指導するなり、わからなければうちに電話等が来て、こういう業者さんがありますよと紹介しております。

ただ、委員がおっしゃるように、届け出がなく、いわゆる違法な民泊、それでも少量出しちゃうとわからないんですよ。本来は業者に行かなければいけないので。ただ日を守らなかつたり大量に出したりすれば、ご近所の方等から連絡があれば、うちのほうで調査に行きまして、ここが民泊をしているらしいということであれば、逆に保健所のほうに指導してくれと、きちんとそういう指導をしておりますので、もし町会さん等でそういうことがありましたら、情報としていただければ、できる範囲で対処いたしますので、よろしくお願いいたします。

○委員 ありがとうございます。

○会長 そのほか、ございますでしょうか。お願いします。

○委員 すみません。粗大ごみについてなんですけれども、今、例えば冷蔵庫を買ったりすると、業者さんが運んで来て、かわりに下取り料を業者さんに払って持っていくとか、そういうことが多いんですね。それで、多分その配達業者さんは豊島区だけでなくこの近隣の区全部が管轄のような感じなんですけれども、そういう下取り業者さんのごみというのは、この統計には入ってないですね。というか、多分、その下取り業者さんが所属している地域のほうに行ってしまうのではないかと、ちょっとその辺で、多分、豊島区はそういう業者さんがどちらかというと少ないというか、保管する場所がたくさん要るらしくて、保谷のほうに親戚がいるんですけれども、そういう業者さんがあちらのほうに集中しているんですね。土地が広いですから。それで、そういうものの統計がどうなっているのかなということ。

それから、すみません、もう一つ別件なんですけど、2ページの本区の人口・世帯数のグラフで、文章のほうでは「人口のうち10.2%が外国人となっています」となっているのですが、このグラフのほうの外国人の色の幅がちょっと合わないような気がして、それが気になって伺います。

以上2点です。

○ごみ減量推進課長 ありがとうございます。まず、今ありました家電とか引き取りとかというものでございますけれども、家電につきましては、家電のうちテレビやエアコン、冷蔵庫、洗濯機につきましては家電リサイクルの対象品目ということで、これについては小売店とかそういったところにお問い合わせを、そこできちんと回収を別途するというふうな流れになっておりますので、そちらについては、区のほうの粗大ごみのほうには、数字としては入ってきていないというような状況ということでございます。

それから、人口のほうでございまして、これが、一番下がゼロからという形じゃなくて、22万からという形になっておりますので、その割合というところと言うと、確かに全体の割合の中で外国人がこれぐらいという形なんですけど、ちょっと下が切れているというような状況なので、このような形になっているところでございます。

○会長 よろしいでしょうか。

○委員 ありがとうございます。何かこの人口構成比に関しては、私もいろんなところの統計を見ているんですけど、何か、ちょっと強調するために細工をしているようなところが多いので、できでしたら、ゼロから始まるような、本当の割合がパッと見てわかるような数字を出していただけたらと個人的には思います。ありがとうございました。

○会長 そのほかございますでしょうか。

私のほうから少し。1点だけ、計画改定のポイントはこのまとめ方でよろしいかと思うんですけど、今どの自治体でもポイントに持ってきているのが、この食品ロスの問題、これもそうなんですけど、それ以外にプラスチックの問題です。これも全面的にポイントとして挙げている自治体が多いので、項目としてはこれでいいと思うんですけど、一

応3のところでプラスチックごみの削減についての記述がございますので、それで構わないと思うんですけども、ポイントとしてこの二つ、食品ロスとプラスチックというこの二つの視点は、常に入れていただきたいということをお願いいたしたいと思います。

それと、もう1点、データの問題ですけれども、国と都の動きについてはまとめていただいているんですけども、身近なところで言うと、23区の他の自治体、23区との比較というか、豊島区の位置づけというのがどのくらいなのかということは、区民にとっても知りたい情報であると思いますので、もしできましたら、個々の状況についての議論をする際に、他の区の状況についても入れていただきたいと思います。

以上です。そのほか、何かご意見、ご質問等ございましたら。

(なし)

○会長 それでは、本日の議事は以上となるところでですけども、全体を通じて何かご意見等がございましたらお願いいたします。ぜひ言っておきたいということがありましたらお願いします。

(なし)

○会長 それでは、ないようですので、事務局から連絡事項がございますようなので、お願いいたします。

○ごみ減量推進課長 本日は、長時間にわたりご審議をいただきまして、ありがとうございます。

連絡事項を2点お伝えさせていただきたいと思います。

まず、1点目でございます。本日の会議録についてでございます。こちらにつきましては、直ちに作成作業に入りまして、委員の皆様には2月中に確認のご連絡をさせていただき予定でございます。会議録でございますが、原則として会議でのご発言をそのまま記録させていただきものになり、ご発言にお間違いがないかのご確認になりますので、よろしくお願いをいたします。皆様にご確認いただきました後に、区のホームページのほうに掲載をいたします。

2点目でございますが、次回の審議会の開催でございますが、来年度は全5回の開催を予定しております。次回からは計画の改定に向けまして、具体的な施策について資料等もご用意させていただいて、ご審議いただきたいと考えております。開催の折には、またご協力をいただきますよう、お願い申し上げたいと思います。日程につきましては、またご調整させていただいた後に、お知らせをさせていただきたいと思います。

事務局からは以上でございます。

○会長 それでは、これをもちまして、第5期第1回豊島区リサイクル・清掃審議会を閉会させていただきます。

長時間、議論をいただきましてありがとうございます。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

(11時32分閉会)

会 議 の 結 果	・松波淳也委員を会長、斉藤崇委員を会長代理に選任し、会議は原則公開とする。 ・第4次豊島区一般廃棄物処理基本計画と豊島区災害廃棄物処理基本計画の策定について、今後審議していく内容と進め方、数値や調査の内容について質疑及び意見があった。
提出された資料等	第1-1号 第5期豊島区リサイクル・清掃審議会委員名簿 第1-2号 豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例 第1-3号 豊島区リサイクル・清掃審議会運営要綱 第1-4号 諮問書（写） 第1-5号 第三次豊島区一般廃棄物処理基本計画の概要 第1-6号 国・都等の動向 第1-7号 本区の状況と計画の進捗状況 第1-8号 計画改定のポイント 参考資料第1-1号 第4期豊島区リサイクル・清掃審議会答申 参考資料第1-2号 第三次豊島区一般廃棄物処理基本計画
そ の 他	